

2 安全な食料の供給と消費者の信頼確保

(1) 消費・安全行政の推進

消費・安全行政を推進するとともに、消費者をはじめ関係者への情報提供を行う。

平成20年度において、関東農政局は、引き続き、農薬等の生産資材の適正使用・管理、家畜防疫体制の強化、牛トレーサビリティ制度の適正な運用、GAP推進体制の整備、食品表示の監視業務等を行った。

また、食品の安全確保にかかる業務を推進するためには地方自治体との連携が重要なことから、農林水産省の取組方針や各都県の実情等について意見交換等を行う、管内各都県の担当者との連絡会議を開催した。

なお、食品の危害に関する情報や、事故米穀の不正規流通に関する情報、21年2月に愛知県において発生した高病原性鳥インフルエンザの防疫措置の実施状況や適切な食品表示の実施の取組等については、消費者団体等へ適宜、情報提供を行った。

事故米穀の不正規流通問題へ対応

20年9月、食品衛生法上問題のある事故米穀（注1）について、一部の業者が各種法令や国との契約に違反して食用等への横流しを行った事案が発覚した。

農林水産省では、事件の発端となった三笠フーズ（株）をはじめ、事故米穀に関するすべての流通ルートを徹底的に解明するための調査を実施するため、各農政局は互いに連携を図り、米菓や外食企業等を含む広範囲にわたる流通ルートの調査を進めた。この結果、農林水産省では、10月末に事故米穀の流通ルートの解明状況の全体像を公表した。

関東農政局では、9月17日、非食用の事故米穀の不正規流通に係る相談窓口を食糧部に設置するとともに、消費者団体との意見交換会を開催し、消費者へ謝罪を行うとともに経緯の説明と不安解消に努めた。

他方、農林水産省では、事故米とは知らずにこれを販売・加工した善意の事業者に対して、経営に支障が生じないよう、①製品の回収・廃棄等に要した経費、②事業者名の公表から6ヶ月間における売上総利益の減少相当額、③経営安定のための運転資金の借入れを行った場合の1年分の金利について助成する経営支援措置を講じることとした。

関東農政局では、管内都県等を区域とする「第三者地方委員会」（注2）を設置し、経営支援の対象となる事業者からの交付金交付申請のための書類の受付と内容確認を行っている。

また、農林水産省では、国民へのお詫びと農林水産省改革への決意を表明した大臣の下、職員一人一人が意識改革を徹底し、消費者のことを真剣に考え、食の安全を守ることに全力で取り組む農林水産省改革を行っている。

（注1）「事故米穀」：保管中にカビの発生、水濡れ等の被害を受けた米穀、または基準値を超える残留農薬が検出された米穀であり、用途を限定して売却するもの

（注2）「第三者地方委員会」：公認会計士、税理士、弁護士、中小企業診断士から構成

第2部 関東食料・農業・農村の動向

(2) リスク管理の推進

① 農作物のリスク管理等を推進するための調査の実施

農作物のリスク管理等を推進するため、カドミウム、鉛、かび毒、遺伝子組換え作物、農薬の実態調査を実施

ア 有害物質の実態調査

関東農政局では、産地段階における農作物のリスク管理等を的確に行うため、20年度に有害物質であるカドミウム、鉛、かび毒について調査を行った。

○ 国内産米穀のカドミウム調査

国内産米穀のカドミウム調査（265点）において、食品衛生法の基準である1.0ppm以上のカドミウムを含む米穀は検出されなかった。また、食品衛生法上の問題はないが、消費者感情に配慮して食用として流通しないよう措置している0.4ppm以上1.0ppm未満のカドミウムを含む米穀も検出されなかった。

○ 国内農産物鉛含有実態調査

食品安全委員会において、鉛についての食品健康影響評価を開始したことに伴い、国産農産物鉛含有実態調査（りんご、なし、ぶどう、かき、ほうれんそう、さといも計525点）を行った（分析結果は、農林水産省でとりまとめ中）。

○ 米麦のかび毒実態調査

米麦のかび毒実態調査（米、小麦、大麦計97点）において、対象作物の収穫期等に合わせて栽培管理の聞き取り調査のうえ試料を採取し、かび毒の発生等の分析を行った（分析結果は、農林水産省でとりまとめ中）。

イ 遺伝子組換え作物の実態調査の実施

関東農政局では、遺伝子組換え農作物のうち、セイヨウナタネが輸入港周辺等で生育し、在来種との種間交雑による生態系への影響が懸念されていることから、輸入実態や国内における輸送状況を踏まえ、18年度からセイヨウナタネの輸入港や周辺幹線道路等における、こぼれ落ちによる生育実態を調査した。

20年度は、輸入港の鹿島、千葉、横浜、清水の101地点において、セイヨウナタネとその近縁種である在来ナタネ・カラシナを対象に156検体を採取し、除草剤耐性タンパク質（注）の有無を確認した。その結果、セイヨウナタネ27検体から同タンパク質が検出されたが、在来ナタネ・カラシナからは検出されず、種間交雑を示す結果は得られなかった。

（注）除草剤耐性タンパク質とは、遺伝子組換え作物に導入された除草剤耐性遺伝子が作るタンパク質のことである。

ウ 農薬の使用状況調査及び残留実態調査

関東農政局では、リスク管理にかかる施策の企画・立案等のための基礎資料等を得るため、20年度に農産物等について、農家等での農薬の使用状況調査（1,452点）を行った。その結果、農薬を不適正に使用した事例については、地方農政事務所が当該生産者に、農薬の適正使用を徹底するよう指導した。

② 生産資材の適正な使用・管理の推進

生産資材の適正な使用・管理について、法制度等の周知を図った

ア ポジティブリスト制度の啓発

食品衛生法等の一部を改正する法律（15年法律第55号）により、18年5月29日から農薬、飼料添加物と動物用医薬品について、食品への個別の残留基準値が設定されていない場合であっても、これらが一定量以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度（いわゆる「ポジティブリスト制度」）が導入された。

同制度の施行に伴い、防除対象の農作物の農薬が飛散（ドリフト）して、当該農薬の残留基準が設定されていない周辺の農作物に付着するという意図しない汚染から、基準値違反が発生する可能性があり、農薬の飛散低減対策を講じる必要がある。このため、関東農政局では、農薬の使用基準を遵守し周辺に飛散することがないように注意するなど、農薬の使用状況等の調査の機会に関係者への啓発を行った。

イ 農薬の適正使用の取組

関東農政局管内では、20年度、数例の農産物において農薬残留基準値を超過した事案が発生した。このため、関東農政局では、都県等の原因究明や再発防止に向けた取組に対して支援を行うとともに、残留基準値の超過に至った原因（農家の誤使用、散布器具の不洗浄等）を踏まえ、生産現場における適正な農薬選定・農薬使用等についての周知を図った。

また、関東農政局では、無登録農薬の疑いがある資材が使用されないよう、農林水産省が承認した登録番号の確認をパンフレットの配布により農家等へ周知した。

③ 病虫害防除対策の推進

効果的かつ安全な防除技術確立のための技術的な検討等を実施

ア 難防除病虫害対策

近年、施設栽培野菜において害虫が媒介するウイルス病の発生が顕著となり、その防除対策が急務となっている。中でもタバココナジラミについては、トマト黄化葉巻ウイルスやウリ類退緑黄化ウイルスを媒介するため、特に対策が必要となる害虫である。

関東農政局では、管内にまん延し被害を及ぼしているトマト黄化葉巻病や新たに発生が確認されたウリ類退緑黄化病の防除対策を検討するため、21年2月、東北農政局、北陸農政局、東海農政局との共催により、病虫害防除担当者等関係者を参集した検討会を実施し、

第2部 関東食料・農業・農村の動向

防除上の課題、導入可能な防除技術について検討を行った。

イ 総合的病害虫・雑草管理（IPM）の普及・推進

農林水産省では、環境に負荷をかけない防除を実施する手段として総合的病害虫・雑草管理（IPM：Integrated Pest Management）を推進するため、20年10月に病害虫・雑草の発生状況の把握を通じて、防除の要否とそのタイミングを適切に判断する管理項目について定めた「IPM実践指標モデル」を公表した。これを受け、関東農政局では、各都県のIPMの取組を推進するため、「食の安全・安心確保交付金」による支援を行うとともに、取組事例の把握に努めた。

ウ 無人ヘリコプターを利用した病害虫防除における安全性の確保

無人ヘリコプターを利用した病害虫防除の増加に伴い、住宅地周辺での利用をめぐるトラブルを背景に、安全対策の強化が求められていることから、農林水産省では20年7月に「無人ヘリコプター利用技術指針」を改正した。関東農政局では、この指針に基づき、無人ヘリコプターによる防除実施時の安全対策に万全を期すよう、関係者に対し周知・指導を行った。

④ GAPの推進

GAP（農業生産工程管理手法）の導入・促進

ア GAPの推進に向けて

農林水産省は、17年4月より、『食品安全のためのGAP』策定・普及マニュアル（初版）を策定し、消費者の関心が特に高い、食品の安全性の確保を目的とした「食品安全GAP」を推進してきた。19年からは、食品安全だけでなく環境保全、労働安全、品質向上等にも有効な手法であるGAP（注）の導入・普及を進めている。

このため、既に19年3月に生産者・産地向けに策定されていた、汎用性の高い主要作物ごとの「基礎GAP」に加え、指導者向けに産地においてGAPに取り組むうえで必要となるGAP手法の考え方、導入手順・効果等を示す手引書として「GAP手法導入マニュアル」（20年1月）を策定した。

このような取組を通じ、23年度までに、全国のおおむねすべての主要産地である2千産地でGAPの導入を目指すこととしている。

（注）GAP（Good Agricultural Practice：農業生産工程管理手法）

生産者自らが農業生産工程の全体を見通して、食品安全、環境保全、経営改善などの観点から注意すべき事項（点検項目）を定め、これに沿って農作業を実施・記録し、検証を行って農作業の改善に結び付けていく手法。

イ 管内の取組状況

関東農政局では、ホームページ上でGAPに関する専用ページ（<http://www.maff.go.jp/kanto/seisan/nousan/GAP.html>）を開設し、管内におけるGAPの先進的な取組事例等を提供し、GAP取組の効果等を生産者のみならず、消費者、実需者等にも広く周知を行った。

また、生産者、食品事業者、消費者の各立場からの意見交換を通じて、GAPの普及・浸透を図るため、21年3月に埼玉県さいたま市で「平成20年度GAPシンポジウム」を開催した。シンポジウムでは、生産者、食品事業者からGAPの取組に関する情報を提供していただき、その後、消費者団体を加えてパネルディスカッションを行った。パネルディスカッションでは、消費者団体から「GAPは難しいというイメージがあったが、今回参加して、手を洗うなどの身近な取組から可能と理解できた。消費者にも生産者のGAP取組を紹介していく必要があるものと感じた」、また、食品事業者から「消費者に安全・安心な商品を提供するため、生産者にもGAPにぜひ取り組んでいただきたい。また、我々も生産現場をよく知ったうえで、売り場で生産者の思いを消費者に伝えていくことが課題であると感じた」等の意見が出されるなど、各立場からのGAPの推進に向けた意見が寄せられた。また、会場からは「農産物等の表示が混在しているので、一本化してほしい」等の意見・要望があげられ、関心の深さが伺えた。

さらに、管内都県においては、「食の安全・安心確保交付金」を活用し、①GAP推進協議会などの推進体制の整備、②GAPの導入・推進のための地域版マニュアルの策定、③地域版マニュアル策定のための実証ほ場の設置等を行っている。また、農政事務所においても、GAPをテーマとする消費者等との意見交換会を開催している。

このような取組により、20年7月末現在の管内のGAPに取り組む産地は、145産地となっており、関東管内で作物の産地強化計画等を策定した、生産振興上の主要産地である714産地の20%となっている。

今後、GAPに取り組む産地をさらに拡大していく必要がある。

事例：「茨城県なめがたし行方市北浦みず菜部」の取組

「行方市北浦みず菜部」は、行方市の北浦地域における、みず菜生産者で組織する団体である。同団体では、茨城県内における農薬使用に関する違反の発生等をきっかけに、GAP手法導入の必要性を認識し、平成20年よりJAグループGAPを導入した。GAPの取組では、出荷物への毛髪等の異物混入などの危害要因の排除と対応のため、生産現場での衛生管理の活動を重点的に実施している。

取組開始以降、「農産物を扱う」から「食品を扱う」へと衛生面での生産者意識が向上するとともに、異物混入やクレームが減少した。



衛生管理に気を配った作業風景
(写真提供：行方市北浦みず菜部)

第2部 関東食料・農業・農村の動向

(3) リスクコミュニケーション等の推進

リスクコミュニケーション等を実施し、消費者関連情報を提供

食品安全行政においては、政策の策定過程の公正性と透明性を確保し、国民の意向の反映を図るため、リスク分析の全過程において、リスク評価者やリスク管理者が消費者、事業者など関係者の間で、情報・意見を相互に交換するリスクコミュニケーションを図ることが重要である。

関東農政局では、「食品トレーサビリティに関する意見交換会」（20年9月）、「埼玉県消費者団体との意見交換会」（7月、12月）を開催した他、管内の各地域段階においても、各地方農政事務所が「消費者との意見交換会」（5月、山梨県山梨市）、「食品表示フォーラム」（5月、東京都足立区）、「リスク管理に関するセミナー」（8月、栃木県宇都宮市）等を開催した。このように、主に消費者を対象に「食の安全と消費者の信頼確保」をテーマとした意見交換、農薬やGAPなどをテーマとしたリスク管理セミナー、食品表示等の制度に関する食品表示セミナーなどの意見交換会等を計136回開催した。

また、消費者団体等が開催する食の安全・安心に関する講習会等に講師として農政局職員を計554回派遣した。

なお、関東農政局では、消費者重視の観点から、食の安全、食育、農業・農村に対する消費者の理解の醸成を図るための取組・イベント等の内容について、ホームページ(http://www.maff.go.jp/kanto/syo_an/index.html)等で情報を提供している。

(4) 消費者の信頼の確保

① トレーサビリティの導入の促進

トレーサビリティの取組の啓発・普及により、食に対する消費者の信頼の確保に努める。

ア 牛トレーサビリティ制度の監視・指導

「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（牛トレーサビリティ法）は、牛海綿状脳症（BSE）のまん延防止措置の的確な実施や牛肉に対する消費者の信頼確保を図るため、牛を個体識別番号により一元管理し、生産から流通・消費の各段階で当該個体識別番号を確実に伝達するための制度が構築されている。

関東農政局では、牛トレーサビリティ制度の信頼性を確保するため、生産段階での耳標の装着や所定の届出の徹底を図るとともに、流通段階においても、適正な個体識別番号の表示・伝達及び帳簿の備え付けについて指導した。

イ 食品トレーサビリティに関する意見交換会の開催

農林水産省では、「食」の安全確保の様々な取組を進めると同時に、食品の移動を追跡・遡及できることにより、食中毒等の発生時に、問題となる食品の速やかな回収や問題のない食品の流通の確保、原因の究明などに役立つトレーサビリティの取組について普及・啓

発を行っている。

このようななかで、関東農政局では、食品トレーサビリティの基本的な考え方や取組事例等の紹介を通じて、食品製造・流通・販売業者、農・畜・水産業関係者等への食品トレーサビリティの普及・啓発を図るため、20年9月に「食品トレーサビリティに関する意見交換会」を開催した。

本意見交換会では、関東農政局による「食品のトレーサビリティについて」の説明、三州製菓株式会社 品質管理アシスタントマネージャーの篠崎典之氏による「食品トレーサビリティシステム構築事例」や横浜丸中青果株式会社営業本部営業推進部門長の岡田貴浩氏による「市場流通におけるトレーサビリティの取り組み」の紹介の後、会場参加者も交えて意見交換を行った。

② 高病原性鳥インフルエンザ発生時への対応

高病原性鳥インフルエンザ発生時等の緊急時に、迅速な対応が可能な体制を構築し、早期に事態の収拾を図る。

農林水産省では、国内で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（16年11月18日農林水産大臣公表）に基づき、迅速な患畜・疑似患畜の殺処分や関係施設周辺の移動制限等の防疫措置を行い、早期に事態の収拾を図ることとしており、関東農政局においても、本病の対策マニュアルを備え、迅速な対応を行う体制を構築している。

また、本病発生時において、都県等と国が一体となって迅速かつ適切な対応を行えるよう、各都県が開催する防疫演習会等に参加し、本病発生に際しての対応について意見交換を行った。

21年2月に愛知県において高病原性鳥インフルエンザが発生した際には、管内各都県と連携のうえ情報収集等を行うとともに、必要に応じて、県が行う農場の緊急消毒への支援等を行った。

また、管内の小売店等における「当店では愛知県産のうずらの卵は扱っておりません」などの不適切な表示等に対する監視活動を実施し、不適切な表示等に対しては、当該表示等の是正指導を行ったほか、消費者への情報提供と学校給食におけるうずら卵の利用自粛解除要請等を行った。

（5）食品表示の適正化

生鮮食品等の表示調査等の実施、食品表示110番及び食品表示ウォッチャーの情報を活用した任意調査等の実施により食品表示の適正化を推進

関東農政局では、管内都県の「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（JAS法）担当部局や食品衛生担当部局、（独）農林水産消費安全技術センター等の関係機関と連携を図りながら、小売店舗等の生鮮食品等の表示調査を実施し、適正な表示が

第2部 関東食料・農業・農村の動向

行われるよう啓発・指導等を行った。

また、生鮮食品等の表示調査のほか、食品表示110番、食品表示ウォッチャーからの情報を活用して法令違反の疑いのある業者に対し任意調査等を実施し、法令違反が確認された業者については、指示・公表を行うなど、厳正に対処した。

さらに、食品表示制度の普及・啓発を図るため、静岡県及び山梨県において、食品表示フォーラムを開催するとともに、食品事業者向けのセミナーを開催した。また、要請に応じて消費者や事業者が主催する説明会等に講師派遣を行った。

① 巡回点検調査による食品における表示調査の実施

ア 一般調査（生鮮食品、加工食品）

一般調査として、日常的に生鮮食品の名称や原産地、加工食品の原材料の原産地等の表示実施状況の調査を実施している。

20年度は、小売業者約12,000店舗を対象に実施し、不適正な表示や表示の欠落のあった店舗に対し改善指導を行った。さらに、中間流通業の約1,600業者を対象に表示の伝達状況等の調査を実施し、不適正な表示が認められた業者に対し改善指導を行った。なお、生鮮食品の調査と併せて実施した加工食品の調査については、約47,000商品を対象に調査を実施し、原料原産地等で不適正な表示が認められた業者に対し改善指導等を行った。

一般調査における不適正な表示や表示の欠落のあった店舗の割合は、19年度は名称6%、原産地表示13%であったものから、20年度では名称で5%、原産地表示では11%に低下し、表示が改善されている。

イ 一般調査（有機農産物、特別栽培農産物等）

小売業者に対する一般調査の際、有機農産物、特別栽培農産物、「無農薬」等の表示が付された農産物の調査を実施した。

有機農産物については、小売業者で取扱いのあった約2,800店舗に対し調査を実施し、不適正表示（注1）のあった管内業者に対し改善指導を行った。

さらに、特別栽培農産物（注2）、「無農薬」表示農産物等については、店舗における表示根拠の確認を行うとともに、表示根拠に不適正な行為の疑いのあった流通業者及び生産者に対する遡及調査を実施し、不適正表示のあった業者に対して改善するよう啓発を行った。

なお、有機農産物等の調査を実施するに当たっては、約140件の有機農産物等の買上げを行い、（独）農林水産消費安全技術センターに残留農薬の分析を依頼した。

（注1）有機JASマークが付されていない農産物には「有機」である旨を表示することはできない。

（注2）「特別栽培農産物」：地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬の使用回数が5割以下及び化学肥料の窒素成分量が5割以下で栽培された農産物のこと。

ウ 特別調査

特別調査として、品目を特定して、小売業者を対象に店舗における表示状況調査を以下のとおり実施した。

「緑茶」及び「塩干魚介類」の原料原産地表示等について、それぞれ20年7月から調査を実施するとともに、「平成20年産袋詰精米」にかかる表示について、20年11月から調査を実施した。

なお、これらの調査において表示の根拠に疑義が生じたものについては、表示根拠の確認のため、製造業者や中間流通業者等への遡及調査を実施した。

② 消費者と連携した監視

食品表示に対する消費者の関心の高まりを踏まえ、関東農政局では、JAS法に基づく品質表示等の一層の適正化を図る観点から、広く国民から情報提供を受けるためのホットラインを関東農政局及び管内農政事務所に設置し、14年2月から運用を開始している。20年度は食品表示の関する情報提供や問い合わせ等約5,700件（19年度約5,400件）に対応した。

また、消費者が日常の購買活動を通じて小売店における食品の表示状況をモニタリングする食品表示ウォッチャーを14年度から委嘱しており、20年度は、約390名の食品表示ウォッチャーが管内10都県で活動を行った。

③ 立入検査、任意調査等

食品表示110番、食品表示ウォッチャー等の情報を活用し、食品表示について法令違反の疑いのある業者に対し立入検査、任意調査等を行い、法令違反のあった業者に対して指示・公表するなど、改善指導を行った。

④ 食品表示制度の普及・啓発

関東農政局では、20年1月、静岡県静岡市（約200名参加）、2月には山梨県甲府市（約270名参加）で、それぞれ食品表示フォーラムを開催し、事業者・消費者等への食品表示制度の普及・啓発を行った。

フォーラムでは、食品表示制度を説明した後、パネルディスカッションを行い、食品表示の信頼性確保について、消費者、事業者などがそれぞれの立場から問題提起や意見交換を行い、参加者の食品表示についての理解を深めた。

また、消費者、事業者等を対象とした食品表示セミナー等を開催するとともに、事業者等からの要請を受けた講師派遣等実施し、食品表示制度の普及・啓発を図った。